平成25年度弁理士試験 短答式筆記試験問題集

- [1]特許法に規定する手続に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 本人が未成年者であり、かつ独立して法律行為をすることができるものでなかったときに、法定代理人が委任した代理人の代理権は、本人が成年に達しても消滅しない。
- (p) 後見監督人がある場合において法定代理人がその同意を得ないでした手続は、後見監督人の同意を得た法定代理人又は手続をする能力を取得した本人が追認することができ、手続をした時にさかのぼって有効となる。
- (n) 日本国内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有する者であって手続をする ものの委任による代理人は、特別の授権を得なければ、復代理人の選任をすることが できない。
- (二) 特許庁長官又は審判官は、中断した審査、審判又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠ったときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならない。
- (ホ) 日本国内に住所も居所も有しないで滞在もしていない日本人は、その日本人の特許に関する代理人であって日本国内に住所又は居所を有するものによらなければ、特許無効審判を請求することができない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [2]組物の意匠に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (4) 飲食用ナイフ、飲食用フォーク及び飲食用スプーンの持ち手の部分に同一の模様が施されているとき、意匠に係る物品を「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」として、その持ち手の部分の模様について、部分意匠の意匠登録を受けることができる。
- (p) 願書に添付された図面に、持ち手の部分に同一の模様が施された飲食用ナイフと飲食 用フォークの意匠のみが記載されている場合であっても、組物の意匠の意匠登録を受け ることができる。
- (ハ) 甲は、飲食用ナイフの意匠イに係る意匠登録出願A、飲食用フォークの意匠口に係る 意匠登録出願B、及び飲食用スプーンの意匠ハに係る意匠登録出願Cをした。その後、 イ、口及びハの意匠権の設定の登録がなされる前に、乙が、意匠イ、口、及びハからな る「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の組物の意匠二に係る意匠登 録出願Dをした。この場合、二は、イ、口、及びハの存在を理由として意匠登録を受け ることができない。
- (二) **甲**は、「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の組物に係る意匠登録 出願 A をしたが、組物全体として統一がないとして拒絶理由通知を受けた。この場合、 **甲**は、A が審査、審判又は再審に係属中であれば、A の一部を分割して「飲食用ナイフ」の意匠についての新たな意匠登録出願とすることができる。
- (ホ) **甲**は、「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の組物の意匠に係る意匠登録出願をし、意匠権の設定の登録がなされた。この場合、**甲**は、当該組物の意匠のうち「飲食用ナイフ」及び「飲食用フォーク」の意匠についてのみ、意匠権について通常実施権の許諾をすることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4つ以上
- 5 なし

- [3] 商標の審判に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 商標法第46条第1項の審判(商標登録の無効の審判)が請求された後、当該商標登録について、同法第50条第1項の審判(不使用による商標登録の取消しの審判)及び同法第53条第1項の審判(使用権者の不正使用による商標登録の取消しの審判)が請求された場合において、その2つの取消しの審判について審決がされる前に、その商標登録に係るすべての指定商品及び指定役務についてその登録を無効とすべき旨の審決が確定したとき、これら取消しの審判の請求は、取り下げられない限り、いずれも審決をもって却下される。
- 2 審判官は、商標法第44条第1項の審判(拒絶査定不服審判)において拒絶をすべき旨 の査定を取り消す場合、さらに審査に付すべき旨の審決をするときを除き、商標登録を すべき旨の審決をしなければならない。
- 3 商標登録が、他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標であってその商品に類似する商品について使用する商標に対してされたことを理由とする商標法第46条第1項の審判(商標登録の無効の審判)は、不正競争の目的で当該商標の登録を受けた場合には、商標権の設定の登録の日から5年を経過した後でも請求することができる。
- 4 登録商標が、その登録の後、商標法第46条第1項の審判(商標登録の無効の審判)の 請求時までの間に、地方公共団体を表示する標章であって著名なものと同一又は類似の 商標に該当するものとなっている場合、そのことを理由とする当該審判の請求をするこ とができる。
- 5 商標法第52条の2第1項の審判(商標権移転による不正使用の商標登録の取消しの審判)及び同法第53条の2の審判(代理人等の不正登録による商標登録の取消しの審判) は、商標権の消滅後には、請求することができない。

- 〔4〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定における商標の保護に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 登録された商標の権利者は、その承諾を得ていないすべての第三者が、当該登録された商標に係る商品又はサービスと同一又は類似の商品又はサービスについて同一又は類似の標識を商業上使用することの結果として混同を生じさせるおそれがある場合には、その使用を防止する排他的権利を有するが、類似の商品又はサービスについて類似の標識を使用する場合は、混同を生じさせるおそれがあると推定されなければならない。
- (p) 登録された商標の排他的権利は、いかなる既得権も許容してはならず、また、加盟国が使用に基づいて権利を認める可能性を許容するものであってはならない。
- (n) 加盟国は、商標が広く認識されているものであるかないかを決定するに当たっては、 関連する公衆の有する当該商標についての知識(商標の普及の結果として獲得された当 該加盟国における知識を含む。)を考慮しなければならない。
- (二) 加盟国は、商標の使用許諾及び譲渡に関する条件を定めることができる。もっとも、 商標の強制使用許諾は認められないこと及び登録された商標の権利者は、その商標が属 する事業の移転が行われるか行われないかを問わず、その商標を譲渡する権利を有する ことを了解する。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [5] 不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 事業者が、不特定かつ多数の消費者に対して、商品の品質を誤認させるような広告を している場合、適格消費者団体は、不正競争防止法に基づき当該行為の差止めを請求 することができる。
- 2 侵害組成物の譲渡数量を基準とする損害額の推定規定(不正競争防止法第5条第1 項)は、顧客名簿が営業秘密となっている場合には、適用されない。
- 3 商品の品質について誤認させるような虚偽の表示をした者に対して刑事罰を科すため には、告訴が必要である。
- 4 不適切な比較広告により商品の品質について誤認させるような表示を行っている者に 対して、当該比較広告において比較対象とされた商品を販売する競業者が信用回復措 置請求をするときには、損害賠償請求とともになされなければならない。
- 5 事業者は、自らの商号と同一のドメイン名を登録し使用している第三者に対し、その ドメイン名の登録の移転を請求することができる。

- [6] 商標登録出願の手続等に関し、次のうち、誤っているものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- (4) 願書の商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩が白の場合、商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち白い部分がその商標の一部であるものとみなされる場合はない。
- (p) 商標権の設定登録後に、商標登録出願が、願書を提出した日よりも後にされたものと みなされる場合はない。
- (n) 新たな商標登録出願についてパリ条約による優先権を主張しようとする者は、優先権 主張の基礎となる出願がなされたパリ条約同盟国が発行する優先権証明書を必ず提出し なければならない。
- (二) 防護標章登録出願について拒絶をすべき旨の査定がされた場合、それを不服とする審判の請求と同時でなければ当該防護標章登録出願を商標登録出願に変更することができない。
- (*) 政府等(政府又は地方公共団体)以外の者が開設する博覧会であって特許庁長官の定める基準に適合するものに出品した商品について使用をした商標について、その商標の使用をした商品を出品した者がその出品の日から6月以内にその商品を指定商品として商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その出品の時にしたものとみなされる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

[7]次の①~⑮の番号が付された空欄に適切な語句を入れると、特許法第123条第3項についてのまとまった文章になる。①~⑮の空欄に語句を入れたとき、空欄番号と語句の組み合わせとして最も適切なものは、どれか。

なお、①~⑮の空欄には、同じ語句を2回以上入れてもよい。

第123条第3項は、「特許無効審判は、	① においても、② することができ
る。」旨を規定している。同項は、 ③	の無効の効果がさかのぼって生ずること
とも関連して、④にも⑤するこ	とができる旨を規定したものである。たと
えば、⑥の存続期間中の侵害行為に対	対する ⑦ の ⑧ がされた場合、その
<u>⑨</u> をされた相手方は、 <u>⑩</u> であっ [、]	てもその ⑩ について無効審判を ⑫
することができ、もし ⑬ が容認される	ればその ⑭ は初めから存在しなかった
ことになるので、 ⑤をする必要はなく	なる。

- 1 ①特許権の消滅後 ⑦差止め ⑪特許
- 2 ②請求 ⑩特許権の消滅後 ⑮無効審判の請求
- 3 ③特許 ⑦損害賠償 ⑤損害の賠償
- 4 ⑤請求 ⑦差止め ⑬請求
- 5 ⑨請求 ⑭差止請求権 ⑮無効審判の請求

- [8] 意匠権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 **甲**は、自己の意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分のみが当該意匠登録出 願の日前の出願に係る**乙**の意匠権と抵触する場合、**乙**の許諾を得ずに、自己の登録意匠 を業として実施することができる。
- 2 **甲**の登録意匠**イ**が、当該意匠登録出願の日前の出願に係る**乙**の特許発明**ロ**を利用する ものである場合、**甲**は、**乙**の許諾を得ることなく、**イ**に係る意匠権についての専用実施 権の設定をすることができる。
- 3 甲の意匠権Aが乙の特許権Bに係る特許出願の日前の出願に係るものであって、意匠権Aと特許権Bとが抵触する場合、Aの存続期間が満了しBの存続期間が満了する前に、 甲は、乙の許諾を得ることなく、Aに係る登録意匠イに類似する意匠口を実施することができる。
- 4 **甲**の登録意匠**イ**が、当該出願日前の出願に係る**乙**の登録意匠**口**を利用するものである場合、特許庁長官は、意匠法第33条第3項(通常実施権の設定の裁定)の裁定により通常実施権を設定すべき旨の裁定をした後に、裁定により通常実施権の設定を受けた**甲**が適当に**口**の実施をしないときは、職権で裁定を取り消すことができる。
- 5 甲の登録意匠イと**乙**の登録意匠口が同日の出願に係るものである場合、**甲**が意匠**イ**と 口のいずれにも類似する意匠**ハ**について、業として実施をするためには、**乙**の許諾を得 なければならない。

- [9] 不正競争防止法における営業秘密の保護に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 **甲**は、**乙**社の営業秘密である設計図を窃取し、**丙**社に当該設計図を譲渡した。**丙** 社は、譲受けの時点で、**甲**の窃取行為を知らず、かつ知らないことにつき重大な過 失がなかった。その譲受け後、**丙**社は、報道で**甲**の窃取行為を知るにいたった。そ の後、**丙**社が当該設計図を下請け会社に提供することは、不正競争となる。
- 2 自動車会社甲は、新型モデルの情報を秘密として管理していた。甲社は、**乙**社と 秘密保持契約を結んで、**乙**社にその車体の金型の製作を依頼した。**乙**社は、**甲**社の ライバル会社**丙**から依頼を受けて、当該モデルの情報を**丙**社に開示した。**甲**社自身 が当該モデルの情報を公表した後は、**乙**社は営業秘密の保護に係る不正競争防止法 上の責任を負うことはない。
- 3 **甲**は、食品会社**乙**の保有する製造ノウハウを不正行為により取得し、食品会社**丙**に開示した。**丙**社は、当該製造ノウハウの開示を受けた時、**甲**による不正開示行為が介在したことを知っていた。**丙**社が当該製造ノウハウを用いて製品の製造を開始してから10年経過した後は、**乙**社は、**丙**社に対して、製造の差止めを請求することはできない。
- 4 化粧品会社**甲**は、キク科の植物から抗酸化作用のある成分を抽出することに成功 し、その情報を秘密として管理し、化粧品の製造に使用していた。化粧品会社**乙**も、 同様の手法で同じ成分を抽出することに成功して、秘密として管理しつつ使用して いる。この場合、**丙**が**甲**社からその情報を窃取する行為は、不正競争とならない。
- 5 製薬会社甲は、ドラッグストア**乙**に、医薬品を卸売りしていた。**乙**社は、「原価セール」と銘打った甲社の主力製品の安売りセールを企画し、セール対象とする甲社の医薬品の卸売価格を記載した販売チラシを作成し、顧客に頒布した。この場合、**乙**社が甲社の卸売価格を顧客に開示する行為は、不正競争となる。

- 〔10〕特許法又は実用新案法に規定する訂正審判又は訂正の請求に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正は、実用新案法第13 条第3項の規定による最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から2月を経 過した場合を除き、1回に限りすることができる。
- 2 実用新案権者は、実用新案登録無効審判の請求があって答弁書を提出するために最初 に指定された期間を経過するまでに、その責に帰することのできない理由により訂正を することができない場合であっても、その理由がなくなった日から14日(在外者にあっ ては、2月)以内でその期間の経過後6月以内であればその訂正をすることは可能であ る。
- 3 特許無効審判における訂正の請求が、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更する ものであってはならないとの規定に適合しないことについて、審判官は、当事者が申し 立てない理由についても審理することができる。
- 4 特許無効審判における訂正の請求は、2以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合、常に請求項ごとにしなければならない。
- 5 特許庁長官は、訂正書の提出があった場合、他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすることを目的とする実用新案登録請求 の範囲についての訂正が、その目的に反していると判断したときは、補正を命じること ができる。

- [11] 特許協力条約に関し、次の(1)~(1)0のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (イ) 受理官庁が、国際出願日を認めた後国際出願日から4月の期間内に、出願人がその国際出願日において当該受理官庁に国際出願をする資格を住所上の理由により明らかに欠いている者であると認定した場合には、当該国際出願は取り下げられたものとみなされる。
- (p) 指定官庁による国際出願の処理又は審査は、優先日から30月を経過する時までに行われる場合がある。
- (ハ) 出願人は、国際調査報告を受け取った後、国際出願の請求の範囲について1回に限り補正をすることができる。この補正は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてしてはならないが、指定国の国内法令が、当該開示の範囲を超えてする補正を認めている場合には、当該開示の範囲を超えて補正をすることが、当該指定国においては許容される。
- (二) 国際出願の国際公開が英語以外の言語で行われる場合には、国際調査報告又は17条 (2) (a) の宣言、要約及び要約に添付する図に係る文言に限り、当該言語及び英語 の双方で国際公開を行う。
- (*) 要約が規則に従って作成されていないと国際調査機関が認めた場合には、国際調査機関が要約を作成するが、出願人は、当該要約の修正又は当該要約についての意見を述べることは、一切できない。
- 1 1 つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [12] 意匠法第3条の2 (意匠登録の要件) に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとする。
- 1 甲は、乗用自動車の意匠イに係る意匠登録出願Aをし、意匠権の設定の登録がされた。 乙は、Aの出願の日後であってイが掲載された意匠公報の発行の日前に、イの一部に類 似するドア用取手に係る意匠口について、意匠に係る物品を「乗用自動車のドア用取 手」とする意匠登録出願Bをした。この場合、Bは、イの存在を理由として意匠法第3 条の2の規定により拒絶される。
- 2 甲は、乗用自動車の意匠イに係る意匠登録出願Aをし、意匠権の設定の登録がされた。 **乙**は、Aの出願の日後であってイが掲載された意匠公報の発行の日前に、イの一部に類似するドア部分に係る意匠口について、意匠に係る物品を「乗用自動車」とする部分意匠として、意匠登録出願Bをした。この場合、Bは、イの存在を理由として意匠法第3条の2の規定により拒絶されることはない。
- 3 甲は、乗用自動車の意匠イについて、秘密にすることを請求する期間を3年とする秘密意匠として意匠登録出願Aをし、意匠権の設定の登録がされ、設定の登録があったときに発行される意匠公報が発行された。 Z は、この意匠公報の発行の日から1月後に、イの一部に類似するドア部分に係る意匠口について、意匠に係る物品を「乗用自動車」とする部分意匠として意匠登録出願Bをした。この場合、Bは、イの存在を理由として意匠法第3条の2の規定により拒絶されることはない。
- 4 **甲**は、一組の台所セットの意匠**イ**に係る意匠登録出願**A**をした後、**イ**に係る一組の台所セットの構成物品の1つである流し台の意匠に類似する流し台の意匠**口**について意匠登録出願**B**をした。その後、**イ**について意匠権の設定の登録がされ、**イ**が掲載された意匠公報が発行された場合、**B**は、**イ**の存在を理由として意匠法第3条の2の規定により拒絶される。
- 5 甲は、一組の台所セットの意匠イに係る意匠登録出願Aをし、意匠権の設定の登録がされた。 **乙**は、**イ**が掲載された意匠公報の発行の日から1月後に、**イ**に係る一組の台所セットの構成物品のひとつである流し台の意匠に類似する流し台の意匠口について意匠登録出願**B**をした。この場合、**B**は、**イ**の存在を理由として意匠法第3条の2の規定により拒絶される。

[13] 商標権の設定登録・移転・存続期間の更新等に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (4) 商標権の存続期間満了の日から6月の期間内に商標権の存続期間の更新登録の申請をすることができなかったことについて、原商標権者に正当な理由がなくても、専用使用権者に正当な理由があり、その理由がなくなった日から2月以内で当該期間経過後6月以内に原商標権者が更新登録の申請をした場合、存続期間は、その満了の時に遡って更新されたものとみなされる。
- (p) 地方公共団体が、その団体を表示する図形からなる標章について受けた商標登録に係る商標権を、譲渡できる場合がある。
- (ハ) 商標権の設定登録時に登録料を分割して納付した場合、商標権の存続期間は設定の登録の日から5年で満了するとみなされる。
- (二) 防護標章登録に基づく権利を伴っている商標権を指定商品又は指定役務ごとに分割するときは、いかなる場合も防護標章登録に基づく権利は消滅する。
- (ホ) 商標権の分割は、登録しなければその効力を生じない。
 - 1 1つ
 - 2 2 2
 - 3 3 つ
 - 4 4 つ
 - 5 5つ

[14] 特許 A について特許無効審判 X が請求された後の手続の流れに関し、次の(イ)~(ホ)のうち、不適法であることが明らかなものは、いくつあるか。

なお、 $[P] \rightarrow [Q]$ において、[P] は時間的に先の事柄を表し、[Q] は時間的に後の事柄を表すものとする。また、[P] と[Q] の間には、適法か不適法かの判断に影響を与える手続等はないものとする。

- (イ) [特許無効審判 X について特許 A を無効とする旨の審決] → [当該審決に対する訴えの提起] → [特許 A に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をすることについての訂正審判の請求] → [上記訴えについての判決]
- (p) [当事者が申し立てない理由について審理] → [審理の結果の審判長による当事者への通知] → [訂正の請求]
- (ハ) [特許無効審判 X について刊行物 a に記載された発明 イに基づいて当業者が容易に発明をすることができたとして特許 A を無効とする旨の審決] → [当該審決に対する訴えの提起] → [当該訴えについて請求を認める判決(審決取消判決)の確定] → [刊行物 a に記載された発明 イに基づいて当業者が容易に発明をすることができたとして特許 A を無効とする旨の審決]
- (二) [特許法第134条第1項の規定による請求書の副本の送達] → [請求の理由の補正であって、その要旨を変更する補正に係る手続補正書の提出] → [審判長による補正の許可の決定]
- (ホ) [特許無効審判 X について特許 A を無効とする旨の審決の確定] → [当該確定審決に対する再審の請求] → [特許 A に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正の請求]
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 5 つ

- [15] 特許を受ける権利等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 特許を受ける権利は、抵当権の目的とすることができない。
- 2 同一の者から承継した同一の特許を受ける権利について同日に2以上の特許出願があったときは、特許出願人の協議により定めた者以外の者の承継は、第三者に対抗することができない。
- 3 特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について設定された仮専用実施権が共 有に係るときは、各共有者は、その特許を受ける権利を有する者の承諾及び他の共有者 の同意を得た場合に限り、その仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、 他人に仮通常実施権を許諾することができる。
- 4 仮専用実施権者が、その仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、他 人に仮通常実施権を許諾した場合、その仮専用実施権が消滅しても、当該仮通常実施権 は消滅しないことがある。
- 5 契約により職務発明について使用者に特許を受ける権利を承継させた従業者が支払を受ける権利を有する相当の対価の額は、契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の対価についての定めがない場合、その職務発明により使用者が受けるべき利益の額、その職務発明に関連して使用者が行う負担や貢献及び従業者の処遇その他の事情を考慮して定めなければならず、その負担や貢献には、当該発明の完成までに行う負担や貢献のみならず、当該発明の完成後にそれを事業化するために行う負担や貢献も含まれる。

- [16] 特許法に規定する国際特許出願又は実用新案法に規定する国際実用新案登録出願に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 国際特許出願の出願人が、日本国内に住所又は居所(法人にあっては、営業所)を有 しない者であっても、特許管理人によらず、出願審査の請求の手続をすることができる 場合がある。
- (p) 外国語でされた国際実用新案登録出願の出願人は、実用新案法第48条の5第1項に規定する書面及び翻訳文を提出し、かつ、所定の手数料及び登録料を納付した後でなければ、補正(実用新案法第2条の2第1項の規定による手続の補正)をすることができない。
- (ハ) 外国語でされた国際特許出願の出願人が、国内書面提出期間内に、特許法第184条の 5第1項に規定する書面を提出したが、その国際特許出願の明細書の日本語による翻訳 文の提出をすることができなかった場合、提出することができなかったことについて正 当な理由があれば、所定の期間内に、翻訳文を提出することができる。
- (二) 国際実用新案登録出願の出願人が、国際出願日において国際実用新案登録出願に含まれていなかった図面を、所定の期間内に提出したが、当該図面が、国際出願日における国際出願の明細書又は請求の範囲に記載した事項の範囲内のものでないときは、その国際実用新案登録出願の出願日は、当該図面を提出した日となる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 7
- 4 4 つ
- 5 なし

- [17] 意匠法第4条 (意匠の新規性の喪失の例外) に関し、次の(4)~(=)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 甲は、意匠イに係る意匠登録出願をしようとしたところ、イは、3月前に自ら公開した自己の意匠口と第三者の公然知られた意匠ハに基づき容易に意匠の創作をすることができた意匠に該当するものであった。この場合、甲は、口の公開から6月以内に、口について意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるイに係る意匠登録出願をすることにより、イが口の公開に起因して意匠法第3条第2項に規定する意匠に該当するとして、当該出願が拒絶されることはない。
- (p) 甲は、意匠 イに係る意匠登録出願をしようとしたところ、イに類似する自己の意匠 ロを3月前に自ら公開していた。この場合、甲は、ロの公開から6月以内に、口について意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるイに係る意匠登録出願をすることにより、イがロの公開に起因して意匠法第3条第1項第3号に規定する意匠に該当するとして、当該出願が拒絶されることはない。
- (ハ) 甲は、意匠 イに係る意匠登録出願をした翌日に、イを当該出願の3月前に自ら公開していたことに気づいた。この場合、甲は、イについて意匠法第4条第2項の規定を受けようとする旨を記載した書面及び、イが当該規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を、当該出願の日から30日以内に特許庁長官に提出することができる。
- (二) 甲は、意匠 $\mathbf{1}$ に係る意匠登録出願をしようとしたところ、 $\mathbf{1}$ を3月前に発行された雑誌 $\mathbf{1}$ 及び1月前に開催された展示会 $\mathbf{1}$ の双方で自ら公開していた。この場合、 $\mathbf{1}$ における $\mathbf{1}$ の公開から6月以内に、 $\mathbf{1}$ における $\mathbf{1}$ についてのみ意匠法第4条第2項の規定の適用を受ける $\mathbf{1}$ に係る意匠登録出願を行うことにより、 $\mathbf{1}$ が $\mathbf{1}$ における $\mathbf{1}$ の公開に起因して意匠法第3条第1項第1号に規定する意匠に該当するとして、当該出願が拒絶されることはない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [18] 著作者人格権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 コンピュータ・プログラムの著作者の氏名を表示しなくとも、当該コンピュータ・プログラムを組み込んだ製品を製造販売することができる。
- 2 映画の著作物の著作者人格権は、その映画の製作者に帰属する。
- 3 株式会社の社長が社長室長に命じて、株主総会における社長の挨拶原稿を執筆させた 場合、社長室長は同一性保持権を有しない。
- 4 コンピュータ・プログラムの著作物にバグ(欠陥)があった場合、それを修正しても、 同一性保持権を侵害しない。
- 5 著作者の同意を得て著作物が公表された場合には、公表権は消滅する。

- 〔19〕特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律に規定する国際出願に関し、次の(4)~(=)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 2人以上が共同して国際出願をした場合に、出願人が代表者を定めていないときは、出願人に対し、相当の期間を指定して、代表者を選任して届出をすることが命じられる。
- (p) 特許庁長官は、国際出願において、その国際出願に含まれていない図面についての記載がされているときは、その国際出願の出願人に、相当の期間を指定して、その旨を通知するが、その国際出願の出願人が、指定された期間内に図面を提出しなかった場合には、その国際出願は取り下げられたものとみなされる。
- (ハ) 特許庁長官は、国際出願に発明の名称の記載がないときは、その国際出願の出願人に、相当の期間を指定して、書面により手続の補正を命じるが、その国際出願の出願人が、指定された期間内に発明の名称を記載した書面を提出した場合には、その書面が特許庁に到達した日が国際出願日として認定される。
- (二) 日本国特許庁に国際予備審査の請求をしようとする者は、経済産業省令で定める事項 を日本語又は経済産業省令で定める外国語により記載した請求書を、特許庁長官に提出 しなければならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 ~
- 4 4 9
- 5 なし

- 〔20〕特許法に規定する審決等に対する訴えに関し、次の(4)~(*)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 延長登録無効審判の審決に対する訴えは、当該審判に参加を申請してその申請を拒否された者は提起することができない。
- (p) 特許法の規定による処分の取消しの訴えは、行政不服審査法による不服申立てをすることができない処分を除き、当該処分についての異議申立て又は審査請求に対する決定又は裁決を経た後でなければ、提起することができない。
- (n) 裁判所は、拒絶査定不服審判の審決に対する訴えの提起があった場合において、必要 と認めるときは、特許庁長官に対し、当該事件に関する法律の適用について、意見を求 めることができる。
- (二) 裁判所は、特許無効審判の審決に対する訴えについて、裁判によらないで訴訟手続が 完結した場合、遅滞なく、特許庁長官に訴訟手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類を送付しなければならない。
- (*) 拒絶査定不服審判の審決に対する訴えに係る事件については、5人の裁判官の合議体で審理及び裁判をすることができる場合はない。
- 1 1 つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4つ以上
- 5 なし

〔21〕商標の登録異議の申立て及びその再審に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 2以上の指定商品に係る商標登録について、審判官は、当該商標登録の取消しの理由 が登録異議申立人の申し立てない理由であっても、登録異議の申立てがされた指定商品 についてであれば、そのことを理由としてその商標登録を取り消すべき旨の決定をする ことができる。
- 2 商標登録の2以上の指定商品について登録異議の申立てをした登録異議申立人は、商標登録の取消しの理由が通知される前であれば、指定商品ごとにその申立てを取り下げることができる。
- 3 商標登録を取り消すべき旨の決定が確定した場合、その決定に対しては、当事者又は 参加人は、再審を請求することができる。
- 4 商標法第4条第1項第11号に該当することを理由とする登録異議の申立てにおいて、 商標権者は、商標登録の取消しの理由の通知において指定された期間内に、その商標権 に係る指定商品を指定商品ごとに放棄することにより、その取消理由を解消することが できる。
- 5 2以上の指定商品に係る商標登録についての登録異議の申立てにおいて、一部の指定 商品について商標登録を取り消すべき旨の決定がされ、その余の指定商品については、 商標登録を維持すべき旨の決定がされた場合、維持すべき旨の決定は、その謄本が送達 されたときに確定する。

- [22] 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 国際予備審査において進歩性が欠如していると判断された場合であっても、国際予備 審査機関は書面による見解を作成しなくてもよい場合がある。
- 2 特許協力条約第34条の規定に基づいて請求の範囲を補正する場合、補正の根拠を示す 書簡を当該補正書に添付しなければならない。
- 3 国際予備審査の請求書における補正に関する記述に、特許協力条約第34条の規定に基づく補正書を国際予備審査の請求書とともに提出した旨の表示があるにもかかわらず、 当該補正書が国際予備審査の請求書と同時に提出されていない場合、国際予備審査機関は、当該補正書を受領した後でなければ、国際予備審査を開始することはできない。
- 4 出願人は、国際予備審査機関として行動する国内官庁に対して業として手続をとる権能を有する者を、当該国際予備審査機関に対する手続を行う代理人として選任することができる。
- 5 受理官庁は、国際予備審査機関と国際事務局との間の関係取決めに従い、国際予備審査を管轄することとなる1又は2以上の国際予備審査機関を特定する。

[23] 特許出願の審査及び出願公開に関し、次の(4)~(*)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、以下において、「最後の拒絶理由通知」とは、特許法第17条の2第1項第3号に規定する「最後に受けた」拒絶理由の通知をいうものとする。また、特許法第26条(条約の効力)の規定については考慮に入れる必要がないものとする。

- (イ) 出願公開の請求がされることなく出願公開された特許出願について、出願公開がされた日から2年後に出願審査の請求をすることができる場合がある。
- (p) 特許法第17条の2第3項(いわゆる新規事項の追加の禁止)の規定に違反する補正がされた場合、審査官が、意見書を提出する機会を与えることなく拒絶をすべき旨の査定をすることはない。
- (ハ) 特許庁長官は、出願審査の請求がされている特許出願について、出願公開後に特許出願人でない者が業として特許出願に係る発明を実施していると認める場合は、審査官にその特許出願を他の特許出願に優先して審査させなければならない旨特許法に規定されている。
- (二) 出願公開の請求があった後に、その特許出願人が特許出願を取り下げたとしても、その特許出願は必ず出願公開される。
- (ホ) 特許出願が、特許法第36条第4項第2号に規定する先行技術文献情報の開示の要件が満たされていないものである場合、特許庁長官は、相当の期間を指定して、その補正をすべきことを命ずることができる。
- 1 1 つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 5 つ

- [24] 著作権及び著作隣接権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 **甲**が執筆した詩を、**乙**が朗読会で朗詠した。その朗読会が非営利かつ無料で開催され、**乙**も報酬を得ていない場合には、**丙**がこれを録画し、DVDとして販売しても、**甲**の著作権及び**乙**の著作隣接権を侵害しない。
- 2 **甲**が執筆した脚本を、**乙**が舞台で演じた。**丙**が、DVDとして販売するためにこれを録 画する行為は、**甲**の著作権及び**乙**の著作隣接権を侵害する。
- 3 **甲**が作詞及び作曲した歌を、歌手**乙**が歌唱している。**丙**が、テレビ番組で、**乙**の歌い 方そっくりにこの歌を歌う場合、**甲**の著作権は侵害するが、**乙**の著作隣接権は侵害しな い。
- 4 **甲**が作詞及び作曲した歌を歌手**乙**が無断でアレンジして歌唱した。その歌唱を、放送 事業者**丙**が録画して放送した。この放送を受信して、インターネット上にアップロード する行為は、**甲**の著作権及び**丙**の著作隣接権を侵害するが、**乙**の著作隣接権は侵害しな い。
- 5 **甲**が作詞及び作曲した歌を、放送事業者**丙**のテレビ番組において、**甲**の許諾のもと、 歌手**乙**が歌唱した。この番組を受信し、スタジアムの巨大スクリーンに映して、入場料 を徴収して多数の者に視聴させる行為は、**甲**の著作権及び**丙**の著作隣接権を侵害するが、 **乙**の著作隣接権は侵害しない。

- [25] 意匠登録出願についての補正又は補正の却下の決定に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (4) 拒絶査定不服審判において、願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正が 審判官の合議体により決定をもって却下された。この場合、当該審判の請求人は、その 決定に不服があるときには、補正却下決定不服審判を請求することができる。
- (n) 秘密にすることを請求した意匠登録出願について、願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正が、これらの要旨を変更するものに該当するとして決定をもって却下され、その補正後の意匠について意匠法第17条の3の規定による新たな意匠登録出願をした。この場合、その補正後の意匠については、秘密にすることを請求することができる場合はない。
- (ハ) 拒絶査定不服審判の審決取消訴訟を提起し、審決を取り消す旨の判決が確定した後は、 再審の事由がなければ、願書の記載又は願書に添付した図面について補正をすることが できる場合はない。
- (二)審査官による拒絶の理由の通知を受けて、願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正が、これらの要旨を変更するものに該当するとして決定をもって却下された。この場合、補正の却下の決定の謄本の送達を受けた意匠登録出願人が、補正後の意匠について意匠法第17条の3の規定による新たな意匠登録出願をした後は、当該補正の却下の決定については、補正却下決定不服審判を請求することができる場合はない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [26] 特許権又は実用新案権の侵害に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 実用新案権者は、自己の実用新案権を侵害する者に対し、その侵害の停止を請求する に際し、侵害の行為を組成した物の廃棄を請求することはできるが、侵害の行為に供し た設備の除却を請求することはできない。
- 2 特許が消しゴムで消せるボールペンの発明についてされている場合において、そのボールペンの生産に用いるものであってその発明による課題の解決に不可欠なインキ用特殊顔料につき、当該特殊顔料がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、当該特殊顔料の譲渡の申出をする行為は、常にその特許権を侵害するものとみなされる。
- 3 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いる物の生産、譲渡若しくは輸入又は譲渡の申出をする行為は、当該特許権を侵害するものとみなされ、また、その物を業としての譲渡又は輸出のために所持する行為についても、当該特許権を侵害するものとみなされる。
- 4 他人の特許権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものと推定されるところから、その者が当該特許権に基づく差止請求権の行使を免れるためには過失がなかったことを立証しなければならない。
- 5 物質 A と物質 B を一定の温度条件下で化合して物質 P を生産する方法の発明について 特許がされている場合において、物質 P が特許出願前に日本国内において公然知られた 物質でないときは、物質 P と同一の物はその方法により生産したものとみなされる。

- [27] 特許権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 出願書類が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある部分を含むときであっても、 特許権の設定の登録後に、利害関係人から閲覧の請求があった場合は、特許庁長官は、 当該部分を含む出願書類全部を閲覧させなければならない。
- 2 特許権の侵害訴訟における特許発明の技術的範囲の解釈においては、特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確に理解することができないとか、あるいは一見してその記載が誤記であることが明細書の発明の詳細な説明の記載に照らして明らかであるなどの特段の事情のある場合に限って、明細書の発明の詳細な説明を参酌することが許される。
- 3 特許権が2人の共有に係るものであるとき、共有者の1人が他の共有者に対し、他人 に通常実施権を許諾することについて同意を求めた場合、当該他の共有者は、正当な理 由がない限り、この同意を拒むことができない。
- 4 特許権の存続期間は、その特許発明の実施について安全性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であって当該処分の目的、手続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるものを受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間が2年以上あったときに限り、5年を限度として、延長登録の出願により延長することができる。
- 5 **甲**が医薬品についての特許権を有する場合に、**乙**が特許権の存続期間の終了後に当該 医薬品と有効成分等を同じくする医薬品を製造、販売することを目的として、その製造 につき所定の法律に基づく承認申請をするため、特許権の存続期間中に、特許発明の技 術的範囲に属する医薬品を生産し、これを使用して前記申請に必要な試験を行うことは、 特許法上の「試験又は研究のためにする特許発明の実施」に当たり、特許権の侵害とは ならない。

- [28] 不正競争防止法に関して、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 企業グループ名は、商品等表示として保護されることがある。
- 2 商品のアイデアやコンセプトは、商品の形態の一種として、模倣行為から保護されることがある。
- 3 メモ用紙につけられた香りは、商品等表示として保護されることがある。
- 4 店舗の外観は、商品等表示として保護されることがある。
- 5 いったん商品の普通名称となった表示でも、後日、普通名称でなくなれば、商品等表示として保護されることがある。

- [29] 団体商標及び地域団体商標に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 商工会議所や商工会、特定非営利活動法人(NPO法人)、財団法人は、団体商標の商標登録を受けることができる。
- 2 団体商標に係る商標権を団体商標に係る商標権として移転しようとするときは、その 旨を記載した書面のほかに、譲受人が商標法第7条第3項に規定する書面(同法第7条 第1項に規定する法人であることを証明する書面)を移転の登録の申請と同時に特許庁 長官に提出しなければならない。
- 3 地域団体商標に係る商標権は譲渡することはできないし、合併その他の一般承継の場合にも移転することはできない。
- 4 地域団体商標に係る商標権については、そもそも事業者がその団体の構成員に使用させる商標であるから、専用使用権の設定は認められないし、通常使用権の許諾も認められていない。
- 5 他人の地域団体商標の商標登録出願前から日本国内において不正競争の目的でなく、 その出願に係る商標と同一又は類似の商標を、当該出願に係る指定商品と同一又は類 似の商品について使用していた者が、継続してその商品についてその商標を使用する 場合は、当該商標がいわゆる周知であることを要件として、商標法第32条の2の先使 用権を有する。

- [30] 意匠権侵害に関し、次の(4)~(t)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 意匠権者から組物の意匠の意匠権の侵害に係る訴訟を提起された者は、その訴訟において、組物全体として統一がないことを理由として、当該意匠登録が意匠登録無効審判により無効にされるべきものと認められるとの主張をすることができる。
- (p) 登録意匠に係る物品を業として譲渡のために所持する行為を行った者は、5年以下の 懲役若しくは5百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- (n) 秘密意匠に係る意匠権についての専用実施権者は、秘密にすることを請求した期間内に、当該専用実施権を侵害する者に対してその侵害の停止を請求するためには、その意匠に関する意匠法第20条第3項各号に掲げる事項を記載した書面であって経済産業大臣の証明を受けたものを提示して警告しなければならない。
- (二) 意匠権を侵害した者は、告訴がなければ、侵害の罪により罰せられることはない。
- (ホ) 意匠権者は、損害の賠償を請求した場合は、重ねて信用回復の措置を請求することはできない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4つ以上
- 5 なし

〔31〕特許法に規定する明細書等の補正に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、以下において、「最初の拒絶理由通知」は、特許法第17条の2第1項第1号に 規定する「最初に受けた」拒絶理由の通知をいい、また、特許出願は、2以上の発明を包 含する特許出願の一部を新たな特許出願としたもの(分割出願)ではないものとする。

- (イ) 最初の拒絶理由通知を受けた場合において、特許法第50条の規定により指定された期間内にする特許請求の範囲についての補正は、いわゆる新規事項を追加するものでない限り認められる。
- (1) 出願審査の請求後においては、要約書の補正が認められることはない。
- (n) 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後において、特許出願人がした補正によって特許請求の範囲に記載された請求項の数が増加し、その増加分に応じた出願審査請求料の納付が必要となった場合、その出願審査請求料は特許出願人が納付しなければならず、特許出願人が当該増加分に応じた出願審査請求料を納付しないときは、当該補正は却下される。
- (二) 願書に明細書を添付しないで特許出願をしたとき、特許庁長官は、相当の期間を指定して、願書に明細書を添付するように手続の補正を命じなければならない。
- (ホ)最初の拒絶理由通知を受ける前に、特許法第48条の7の規定による通知(文献公知発明に係る情報の記載についての通知)を受けた場合においては、最初の拒絶理由通知を受けるまでは、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についての補正をすることはできない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 ~
- 4 4 9
- 5 5つ

- [32] 特許協力条約及びマドリッド協定の議定書に基づく国際出願の場合以外で、日本国内に住所又は居所(法人にあっては営業所)を有しない外国人(以下、「甲」という。)が、日本国内での特許権、実用新案権、商標権又は意匠権(以下、「工業所有権」という。)の取得を行うことができる場合として、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 甲が、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の加盟国の国民である場合。
- (p) **甲**の属する国において、日本国民に対しその国民と同一の条件により、工業所有権の 取得を認めている場合。
- (ハ) **甲**の属する国において、日本国がその国民に対し工業所有権の取得を認めている場合 には、日本国民に対しその国民と同一の条件により、工業所有権の取得を認めることと している場合。
- (二) 日本と甲の属する国との二国間条約により、甲に内国民待遇が認められている場合。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [33] 不正競争防止法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 技術的制限手段に対する不正競争行為として規制対象となる装置の譲渡であっても、 当該技術的制限手段の試験研究のためにその装置が用いられる場合には、不正競争と ならない。
- 2 ある商品等表示が他人の著名表示となった時点において、旧来から当該表示を使用していた者は、その時点以後も、当該表示と同一の表示を不正の目的なく使用し続ける場合、不正競争とならない。
- 3 著名な商品等表示を使用するフランチャイズシステムにおいて、不正競争防止法上の 請求権を有するのは、フランチャイザーに限られない。
- 4 国産の商品であるのに、特定の外国の文字を用いた文を当該商品に表示するなどして 外国製であるかのように暗示する行為は、不正競争とならない。
- 5 商品形態の模倣行為は、不正競争となるとともに、著作権侵害になることもある。

[34] パリ条約のストックホルム改正条約(以下、「パリ条約」という。)における優先権の主張に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した事項を除き、パリ条約による優先権主張の要件は満たされているものとする。また、「出願書類」とは、明細書及び図面等を含むものとする。

- (イ) パリ条約の同盟国Xにおいて出願された特許出願Aを基礎とする優先権を主張してパリ条約の同盟国Yにおいて出願された特許出願Bは、出願Aの出願の日の前に第三者が同盟国Yの法令に従って得た権利に、影響を与えない。
- (n) パリ条約の同盟国Xにおいて出願された特許出願Aの出願書類に含まれていなかった 発明の構成部分を、出願Aを基礎とする優先権を主張するパリ条約の同盟国Yに出願さ れた特許出願Bの出願書類に含んだ結果、出願Bの請求の範囲に記載された発明に、出 願Aの出願書類の全体により明らかにされた発明の構成部分以外の発明の構成部分が含 まれることとなる場合は、当該構成部分については、優先権の主張の効果は認められな い。
- (ハ) パリ条約の同盟国Xにおいて出願され公開された特許出願Aの一部を分割して新たな特許出願とした特許出願Bのみを基礎とする優先権を主張して、パリ条約の同盟国Yに特許出願Cがされている場合には、出願Cの出願書類の全体により明らかにされた発明の構成部分のうち、出願Aの出願書類の全体により明らかにされた発明の構成部分については優先権の主張の効果は認められない。
- (二) パリ条約の同盟国Xにおいて出願された特許出願A及び特許出願Bを基礎とする優先権を主張してパリ条約の同盟国Yに出願された特許出願Cについて、出願Cの発明イが出願Aに含まれており、出願Cの発明口が出願Bに含まれている場合には、各発明に対応する特許出願に基づく優先権の主張の効果が認められる。ただし、出願Cは、同盟国Yの法令上発明の単一性があるものとする。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [35] 意匠の審判及び再審に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 本意匠について意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合、当該本意匠の関連 意匠に係る意匠権は、当該本意匠に係る意匠権とともに消滅する。
- (p) 拒絶査定不服審判において、願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正が、これらの要旨を変更するものに該当するとして決定をもって却下された。この場合、その決定の謄本の送達があった日から3月以内であればいつでも、その補正後の意匠について意匠法17条の3の規定による新たな意匠登録出願をすることができる。
- (n) 2以上の者が共同して意匠登録出願をした場合、願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正が、これらの要旨を変更するものに該当するとして決定をもって却下された。この場合、意匠登録出願人のうちの一部の者のみであっても当該意匠登録出願の補正却下決定不服審判の請求を行うことができる。
- (二) 願書の記載又は願書に添付した図面についてした補正が、これらの要旨を変更するものと意匠権の設定の登録があった後に認められたとき、そのことのみを理由として当該意匠権が無効になることはない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [36] 商標権の効力等に関し、次のうち、正しいものはいくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- (イ) 専用使用権者につき相続が発生した場合、商標権者の承諾を得た場合に限り、専用使 用権は専用使用権者(被相続人)から相続人に移転することができる。
- (p) 専用使用権者は、商標権者の承諾を得た場合、設定行為で定めた範囲内であれば、他人に専用使用権を設定することができる。
- (ハ) 商標権又は専用使用権の侵害に関する訴訟において、商標権者又は専用使用権者が侵害の行為を組成したものとして主張する物の具体的態様を否認する場合、相手方において明らかにすることができない相当の理由があるときには、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにする必要はない。
- (二) 商標権又は専用使用権の侵害に関して商標の使用料相当額の損害賠償請求がなされている訴訟において、侵害者である被告の抗弁としての主張立証により、登録商標に顧客吸引力が全く認められず、これと類似する商標を使用することが侵害者の商品売上に全く寄与していないことが明らかになった場合、商標権者又は専用使用権者の損害賠償請求は認められない。
- (*) 専用使用権者は、商標権者の承諾を得なくても、他人に通常使用権を許諾することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

〔37〕特許法第29条の2 (いわゆる拡大された範囲の先願) に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

以下において、甲は、自ら発明**イ**及び発明**ロ**を完成して、平成24年6月1日に特許出願**A**をしたものとし、**乙**は、自ら発明**イ**を完成して、平成24年7月1日に発明**イ**に係る特許出願**B**をしたものとする。

ただし、特に文中に記載した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際特許出願、実用新案登録に基づく特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、又は出願の変更に係る特許出願ではなく、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決は確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張の取下げはしないものとし、また、特許を受ける権利の承継はないものとする。

- (イ) 出願Aの願書に最初に添付した明細書には発明イ及び発明口が記載され、甲は平成24年8月1日に出願Aの一部を分割して発明イに係る新たな特許出願Cをし、その後、出願Aは出願公開されることなく取り下げられた。この場合、出願A及び出願Cは、いずれも、出願Bに対し特許法第29条の2に規定するいわゆる拡大された範囲の先願としての地位を有することはない。
- (p) 出願Aの願書に最初に添付した明細書には発明イが記載され、甲は平成24年8月1日 に特許法第41条1項の規定による優先権の主張を伴って出願Aを基礎とする発明イに係る特許出願Dをし、その後、出願Dは出願公開されることなく取り下げられた。この場合、出願Aは、出願Bに対し特許法第29条の2に規定するいわゆる拡大された範囲の先願としての地位を有することがある。
- (ハ) 出願 A は外国語特許出願であり、出願 A の国際出願日における明細書には発明 **イ**が記載され、出願 A は出願 B の出願後に国際公開された。この場合、出願 A は、出願 B に対し特許法第29条の2に規定するいわゆる拡大された範囲の先願としての地位を有しないことがある。
- (二) 出願Aの願書に最初に添付した明細書には発明イが記載され、出願Aに係る発明イについて特許を受ける権利が平成24年6月20日に甲から乙に相続によって承継され、出願Aは出願Bの出願後に出願公開された。この場合、出願Aは、出願Bに対し特許法第29条の2に規定するいわゆる拡大された範囲の先願としての地位を有することがある。
- (ホ) 出願Aの願書に最初に添付した明細書には発明イが記載され、出願Bは特許法第30条に規定する発明の新規性の喪失の例外の適用を受けた特許出願であり、出願Aは出願Bの出願後に出願公開された。この場合、出願Aは、出願Bに対し特許法第29条の2に規定するいわゆる拡大された範囲の先願としての地位を有しないことがある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [38] 意匠権に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 意匠権の設定の登録を受ける者が資力に乏しい者であるとき、登録料の軽減又は免除を受けることができる場合がある。
- (中) 本意匠 イ及びその関連意匠口の意匠権者甲は、口の意匠権の全範囲についての通常実施権を 乙に許諾した後、イ及び口の意匠権について専用実施権を 丙に設定することができる。
- (ハ) 意匠登録を無効にすべき旨の審決が確定した後に再審により当該意匠権が回復した場合、その意匠権の効力は、再審の請求の登録後再審により意匠権が回復するまでに、意匠権についての正当な権限を有しない者が善意に日本国内において製造した当該登録意匠に係る物品には及ばない。
- (二) 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠登録出願の日から20年をもって終了する。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [39] 著作物に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 建売住宅は、建築の著作物とはならない。
- 2 刺身包丁は、著作物とはならない。
- 3 防犯カメラで撮影された写真は、著作物となる。
- 4 コンサートの生中継放送は、放送局が録画していない場合、映画の著作物とはならない。
- 5 予め原稿を作成していない講演は、著作物となる。

- [40] 特許出願についての拒絶査定不服審判又は特許法第162条に規定する審査(以下 「前置審査」という。)に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 拒絶査定不服審判を請求する者がその責めに帰することができない理由により、特許 法第121条第1項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、その理由 がなくなった日から14日(在外者にあっては、2月)以内でその期間の経過後6月以内 に期間の延長を請求しなければ、当該審判を請求することができない。
- 2 拒絶査定不服審判の請求において、特許法第53条第1項の規定による補正の却下の決 定に対する不服の申立てを行う場合には、当該審判の請求人は、その審判の請求と同時 に特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすること ができない。
- 3 拒絶査定不服審判において、当該審判の請求人から口頭審理の申立てがあった場合に は、審判長は、口頭審理によるものとしなければならない。
- 4 前置審査において、審査官は、査定の理由と異なる拒絶の理由を通知すれば、当該拒絶の理由により、当該前置審査に係る審判の請求について拒絶をすべき旨の査定をすることができる場合がある。
- 5 拒絶をすべき旨の査定前の拒絶理由通知において指定された期間内にされた願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正が、拒絶査定不服審判の請求後に、特許法第17条の2第3項に規定する要件(いわゆる新規事項の追加の禁止)を満たしていないと判断されたときに通知される拒絶理由通知は、特許法第17条の2第1項第3号に規定する最後に受けた拒絶理由通知に該当する場合がある。

- [41] 商標法第2条に規定する商標の使用について、次のうち、誤っているのは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 標章を付した電子情報財を電気通信回線を通じて需要者に送信し、ダウンロードさせる行為は、商標の使用に該当する。
- 2 菓子の製造小売業者が、自ら製造した菓子を販売する店舗の看板に自己の標章を表示する行為は、小売の業務において行われる役務についての商標の使用に該当する。
- 3 商品又は役務に関する広告として、飛行機が空に描いた文字や図形は、短時間で消失 しても商標法上の商標の使用に該当するが、ラジオ、スピーカーでの街頭放送による広 告は商標の使用に該当しない。
- 4 自動車修理業者が、定期点検を完了したことを証するため、点検を終了した自動車の 車体に自己の標章を付する行為は、役務の提供に当たりその提供を受ける者の当該役務 の提供に係る物に標章を付する行為であり、商標の使用に該当する。
- 5 商品その他の物に標章を付することには、商品又は役務に関する広告を標章の形状と することが含まれるが、標章を立体的形状とした広告塔、店頭人形を商品の販売のため に展示する行為は、商標の使用に該当しない。

- [42] 特許出願に関する優先権について、次の(4)~(*)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 特許法第41条第1項の規定による優先権を主張して特許出願をする場合、意匠登録出願を優先権の主張の基礎とすることはできないが、意匠登録出願を特許出願に変更した上で、その特許出願を優先権の主張の基礎とすることはできる。
- (p) 特許法第41条第1項の規定による優先権を主張して特許出願をした場合、優先権の主張の基礎とされた先の出願は、優先権の主張を伴う特許出願の日から1年3月を経過した時に取り下げたものとみなされる。
- (ハ) パリ条約第4条D(1)の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願をし又は同条A(2)の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の国名及び出願の年月日を記載した書面を、その最初の出願の日から1年4月以内であれば、特許出願の後であっても提出することができる場合がある。
- (二) 外国語書面出願を基礎として特許法第41条第1項の規定による優先権を主張して特許 出願しようとする場合、日本語による翻訳文が提出された後であっても外国語書面に記 載された発明に基づいて優先権を主張することができるが、当該特許出願を外国語書面 出願とすることはできない。
- (本)世界貿易機関の加盟国の国民(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1C第 1条3に規定する加盟国の国民をいう。)が世界貿易機関の加盟国においてした出願に 基づく優先権は、パリ条約第4条の規定の例により、特許出願について、これを主張す ることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [43] 意匠法第9条(先願)に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、意匠登録を受ける権利は譲渡されておらず、出願人の名義の変更もなされておらず、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされてないものとする。
- (イ) 互いに類似する意匠について意匠登録出願A及びBが同日になされた場合、Aの出願 人が意匠の創作をした者でない者であって意匠登録を受ける権利を承継しないものであ るときは、意匠法第9条第2項の規定の適用については、Aは、初めからなかったもの とみなされる。
- (n) 甲が自ら創作した組物の意匠イに係る意匠登録出願A及び乙が自ら創作したイに類似する組物の意匠口に係る意匠登録出願Bが同日になされ、甲及び乙の協議により、Aを放棄した。その後、Bは、口は意匠法第3条第1項第3号に該当することを理由として、拒絶をすべき旨の査定が確定した。この場合、A及びBの出願の日後に、丙がイ及び口に類似する組物の意匠ハに係る意匠登録出願Cをしたとき、丙は、ハについて意匠登録を受けることができる場合はない。
- (ハ) 意匠登録出願Aに係る意匠**イ**の意匠登録が、意匠法第3条の2の規定に違反してされたことを理由として、その登録を無効とすべき旨の審決が確定した。この場合、Aの出願の日後であって**イ**が掲載された意匠公報の発行の日前に、他人によりなされた**イ**に類似する意匠口に係る意匠登録出願Bは、Aの存在を理由として拒絶されることはない。
- (二) 意匠登録出願Aに係る意匠 イの意匠登録が、イについて意匠登録を受ける権利を有しない者の意匠登録出願に対してされたことを理由として、その意匠登録を無効とすべき旨の審決が確定した。この場合、Aの出願の日後であって イが掲載された意匠公報の発行の目前に、イの創作者によりなされた イに類似する意匠 口に係る意匠登録出願 B は、A の存在を理由として拒絶されることはない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- 〔44〕知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次の(4)~(=)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 特許のいわゆる強制実施権の許諾に関する決定の法的な有効性は、加盟国において独立した行政機関が審査するのではなく、司法機関が審査しなければならない。
- (p) 特許のいわゆる強制実施権は、いかなる場合も、事前に、使用者となろうとする者が 合理的な商業上の条件の下で特許権者から許諾を得る努力を行って、合理的な期間内に その努力が成功しなかった場合に限り、認めることができる。
- (n) 暫定措置が取り消された場合には、司法当局は、被申立人の申立てに基づき、申立人 に対し、当該暫定措置によって生じた損害に対する適当な賠償を支払うよう命ずる権限 を有する。
- (二) 特許を取り消し又は特許権を消滅させる決定については、司法上の審査の機会が与えられなければならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [45] 審判における証拠調べ又は証拠保全について、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 文書は、その方式及び趣旨により公務員が職務上作成したものと認めるべきときは、真正に成立した公文書とみなす。
- 2 当事者が文書提出命令に従わないときは、審判官は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる。
- 3 審判長は、職権で証人尋問をしたときは、当該証拠調べの結果を当事者に通知しなければならないが、意見を申し立てる機会を与える必要はない。
- 4 証拠保全の手続において尋問をした証人については、当事者が口頭審理における尋問の申出をしても、審判官はこれに応じる必要はない。
- 5 特許法の規定により特許庁から書類の提出を命じられた者が正当な理由がないのにそ の命令に従わなかったときは、過料に処せられる場合がある。

〔46〕商標法第68条の2第1項についての説明のうち、 内に入る①~⑤の正しい組
み合わせはどれか。
第1項は、議定書第2条(1)の規定を受けて ① できる者を定めている。
① は、議定書第2条(2)の規定により② に対して行う手続であるが、必ず基
礎出願又は基礎登録のある ③ を通じてでなければできないとされていることから、特
許庁長官にすることとしたものである。
本項にいう、基礎出願とすることができるものは、 ④ 商標登録出願、防護標章登録
出願であり、基礎登録とすることができるものは、 ⑤ 商標登録又は防護標章登録であ
る。

- 1 ①国際登録出願 ②本国官庁 ③国際事務局 ④出願日の認定がなされた ⑤現に有効な
- 2 ①国際商標登録出願 ②国際事務局 ③指定国の官庁 ④出願日の認定がなされた ⑤現に有効な
- 3 ①国際登録出願 ②国際事務局 ③本国官庁 ④出願日の認定がなされた ⑤現に有効な
- 4 ①国際商標登録出願 ②国際事務局 ③本国官庁 ④国際出願日の認定がなされた ⑤現に有効な
- 5 ①国際登録出願 ②本国官庁 ③国際事務局 ④国際出願日の認定がなされた ⑤国際登録された

- [47] 著作権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 大学教員が、担当する講義において学生に配布するために、他人の未公表の論文を複製する行為は、講義で使用する必要があり、それに必要な範囲に限られているのであれば、複製権の侵害とはならない。
- 2 携帯電話の修理のために、その携帯電話に記録されていた音楽を別の記録媒体に複製 し、修理の後に、それを携帯電話に記録し直す行為は、修理後に当該記録媒体に記録さ れた音楽を消去するならば、複製権の侵害とはならない。
- 3 彫刻の原作品の所有者が、その彫刻が展示される特別展の宣伝に使用するために、そ の彫刻のレプリカを作成する行為は、複製権の侵害となる。
- 4 ベストセラーとなった小説を点字により複製し、不特定の者に販売したとしても、複製権及び譲渡権の侵害とはならない。
- 5 購入者から買い取った中古の音楽CDを販売する行為は、その音楽の著作権者が、CDの中古販売をしないことを条件にその販売を許諾し、CDのパッケージにも中古販売を禁止する旨の文言が明記されている場合であっても、譲渡権の侵害とはならない。

- [48] 特許権又は実施権の移転等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者は、登録しなければその質権を第三者に対抗することができず、また、契約で別段の定めをした場合を除き、当該特許発明の実施をすることができない。
- 2 特許権者がその特許権について専用実施権の設定登録をした後に、その特許権について質権を設定した場合には、その質権は、当該専用実施権の対価に対しても、行うことができる。ただし、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。
- 3 **甲**から**乙**に対して特許権の移転がされたということについての契約その他の法律行為がないにもかかわらず、偽造の譲渡証を添付した登録申請により**甲**から**乙**に対して移転の登録がされた場合、当該移転の登録が抹消される前であっても、その特許権の特許権者は**甲**である。
- 4 特許権者は、専用実施権者があるときは、専用実施権者の承諾を得なければ、特許権 を放棄することができず、また、特許権を放棄したことによる専用実施権の消滅は、当 該消滅の登録をしなければ、その効力を生じない。
- 5 通常実施権は、その発生後にその特許権若しくは専用実施権又はその特許権について の専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有し、また、通常実施権の移転は、 何らの要件も備えることなく、第三者に対抗することができる。

[49] 商標法第4条第1項に規定する商標の不登録事由に関し、次の(1)~(1)0のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (4) 甲の商標登録出願Aに係る商標イに類似する他人乙の商標口は、出願Aの出願時及び その査定時において、乙の業務に係る商品を表示するものとして日本でほとんど知られ ていないが、イタリアで需要者の間に広く認識されている。この場合、甲による商標イ の使用に不正の目的があれば、甲は、商標イについて商標登録を受けることができない。
- (p) 地方公共団体の監督用の記号のうち著名なものと同一又は類似の標章を有する商標であって、その記号が用いられている商品と同一又は類似の商品について使用をするものは、商標登録される場合はない。
- (ハ) 政府若しくは地方公共団体が開設する博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標 (その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除く。)は、商標 登録される場合はない。
- (二)種苗法(平成10年法律第83号)第18条第1項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用するものであっても、商標登録出願の時に品種登録されていなければ、商標登録を受けることができる。
- (ホ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112 号)第158条第1項の特殊標章と類似する商標は、商標登録される場合はない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4つ以上
- 5 なし

- [50] 特許出願についての拒絶査定不服審判又は特許法第162条に規定する審査(以下「前置審査」という。)に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があった場合において、その請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があったときは、査定を取り消し、審査官にその請求を審査させなければならない。
- (p) 拒絶査定不服審判において、その請求を理由があると判断し、かつ、査定の理由と異なる拒絶の理由を発見しない場合に、さらに審査に付すべき旨の審決をしないときは、特許をすべき旨の審決をしなければならない。
- (n) 拒絶査定不服審判において、さらに審査に付すべき旨の審決をするときに、査定を取 り消さない場合がある。
- (二) 前置審査においてされた拒絶理由通知は、その後の拒絶査定不服審判においても、その効力を有する。
- (ホ) 前置審査において、審査官が特許法第53条第1項の規定による補正の却下の決定をすることができるのは、審判の請求に係る拒絶をすべき旨の査定を取り消し、特許をすべき旨の査定をするときに限られる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [51] 著作権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 建物の外壁に描かれた絵画を、絵はがきにして販売するために、写真に撮って印刷する行為は、その絵画の複製権の侵害とはならない。
- 2 英語で書かれた小説が、日本語に翻訳された。不特定の者に対して有料で翻訳を朗読 すると、翻訳家の口述権の侵害となるが、小説家の口述権の侵害とはならない。
- 3 言語学の研究者が、コンピュータを用いた統計的な解析によって用語法の変遷を研究 するために、同時代の多数の小説をコンピュータに記録することは、それらの小説の 複製権の侵害となる。
- 4 特許庁が、拒絶理由通知書に添付するために、必要に応じて当該拒絶理由通知書に記載された文献を複製したとしても、複製権の侵害とはならない。
- 5 市販のコンピュータ・プログラムの著作物を、不特定の者に貸与することは、営利を 目的とせず、貸与を受ける者から料金を受けない場合でも、貸与権の侵害となる。

- [52] 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 優先権の回復について、国際予備審査機関が決定を行う場合がある。
- 2 補充国際調査の請求をした出願人は、補充国際調査の結果が出る前に国際予備審査請求をすることができない。
- 3 補充国際調査の請求は、受理官庁又は国際調査機関に対して行う。
- 4 国際予備審査のための翻訳文の提出が不要な国際出願の場合、国際予備審査報告は優先日から28月又は国際予備審査の開始の時から6月のいずれか遅く満了する期間内に作成される。
- 5 補充国際調査報告が作成される場合、書面による見解も作成される。

- [53] 特許権又は実施権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 専用実施権が**甲**と**乙**の共有に係るときは、**甲**は、実施の事業とともにする場合であっても、**乙**の同意を得なければ、自己の持分を第三者に譲渡することができない。
- 2 特許法第93条第2項(公共の利益のための通常実施権の設定の裁定)の裁定の請求が あったときは、その特許に関し通常実施権を有する者は、その裁定の請求について意見 を述べることができる場合がある。
- 3 特許に関し通常実施権を有する者は、その特許発明が特許法第72条(他人の特許発明等との関係)に規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその特許発明を実施するための通常実施権又は実用新案権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができ、その協議が成立しないとき、特許庁長官の裁定を請求することができる。
- 4 特許がその発明について特許を受ける権利を有しない**甲**の特許出願に対してされた場合、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する**乙**は、経済産業省令で定めるところにより、**甲**に対し、特許権の移転を請求することができ、当該請求に基づく特許権の移転の登録があったときは、特許庁長官は、**乙**に対し、特許証を交付する。
- 5 特許庁長官は、特許法第83条第2項(不実施の場合の通常実施権の設定の裁定)の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定をした後に、裁定の理由の消滅その他の事由により当該裁定を維持することが適当でなくなったとき、又は通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしないときは、利害関係人の請求により又は職権で、裁定を取り消すことができる。

- [54] 訂正審判又は特許無効審判における訂正の請求に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 訂正審判の請求書における請求の趣旨及びその理由は、経済産業省令で定めるところ により記載したものでなければならないが、請求の理由についての請求書の補正は、そ の要旨を変更するものであっても認められる。
- (p) 訂正審判の請求書の却下の決定に対しては、行政不服審査法による不服申立てをすることができないが、特許法第134条の2第1項の訂正の請求書の却下の決定に対しては、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。
- (ハ) 特許無効審判の審決の取消しの判決が、特許法第134条の2第1項の訂正の請求がされた一群の請求項のうち一部の請求項について確定した場合、審判官は、当該一群の請求項のうちその他の未確定の請求項についての審決を取り消して、さらに審理を行い、審決をしなければならない。
- (二) 特許法第74条第1項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録の際、現にその特許権についての専用実施権を有していた者であって、同法79条の2第1項の規定により通常実施権を有するとされたものがある場合、その者の承諾がなければ当該特許の特許権者は訂正審判を請求することはできない。
- (本) 訂正審判において、他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすることを目的とする訂正は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならず、また、その訂正は実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであってはならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 >
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [55] 意匠登録出願の分割、変更に関し、次の(4)~(=)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (イ) 意匠に係る物品を「自転車」とする部分意匠の意匠登録出願において、意匠登録を受けようとする部分が「自転車用ハンドル」の部分と「自転車用サドル」の部分の2つの部分意匠を包含するとき、当該意匠登録出願の一部を新たな部分意匠の意匠登録出願とすることができる場合はない。
- (p) 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、意匠登録出願に変更することができる。
- (n) 特許出願人は、その特許出願について拒絶査定不服審判を請求した後は、意匠登録出願に変更することができる場合はない。
- (二) 2つの意匠を包含する意匠登録出願Aの一部を新たな意匠登録出願Bとする場合、A を一意匠に係るものとする補正がBの出願と同時にされていないときでも、Aが審査、 審判又は再審に係属中であれば、Aを一意匠に係るものとする補正をすることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [56] 特許協力条約に関し、次の(4)~(4)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 国際調査機関は、出願人の請求に応じ、規則の定めるところにより、当該出願人に対し国際調査報告に列記された文献の写しを送付するが、当該請求は当該国際調査報告に係る国際出願の国際出願日から7年の期間いつでも行うことができる。
- (p) 特許協力条約第2条(定義)によれば、「広域特許」とは、2以上の国において効力を有する特許であり、当該特許を与える権限を有するのは、政府間当局のみである。
- (n) ファクシミリにより提出した国際出願書類について、到達した当該書類の一部を判読することができない場合には、特許庁長官は、出願人に対して相当の期間を指定して当該部分を判読することが可能な書類の提出を求めなければならない。
- (二)総会は、条約の締約国ではないが工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国であるいずれかの国の居住者及び国民に国際出願をすることを認めることを決定することができ、その場合における受理官庁は国内官庁と国際事務局との間の合意により選定される。
- (本) 国際調査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し追加手数料の支払いを求める。国際調査機関は、国際出願のうち、請求の範囲に最初に記載されている発明に係る部分及び、必要な追加手数料が所定の期間内に支払われた場合には、追加手数料が支払われた発明に係る部分について、国際調査報告を作成する。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [57] 特許権侵害訴訟に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 特許法第102条第1項本文の規定によれば、特許権者が故意又は過失により自己の特許権を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、その譲渡した物の数量に、特許権者がその侵害の行為がなければ販売することができた物の単位数量当たりの利益の額を乗じて得た額を、その者がその侵害の行為により受けた利益を超えない限度において、特許権者が受けた損害の額とすることができる。
- (p) 特許権者が、故意又は過失により自己の特許権を侵害した者に対し、その特許発明の 実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を超える損害の賠償を請求した場合におい て、特許権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠 償の額を定めるについて、これを参酌しなければならない。
- (n) 特許権侵害訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものか否 かが争われた場合に、審理を不当に遅延させることを目的として被告により提出された 攻撃又は防御の方法について、裁判所は申立てにより又は職権で却下の決定をすること ができるが、被告はこの却下の決定に対し独立に抗告をすることができる場合はない。
- (二) 特許権侵害訴訟の終局判決が確定した後に、当該特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合は、当該終局判決に対する再審の訴えにおいて、当該審決が確定したことを主張することができる場合はない。
- (ホ) 特許権侵害訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、 裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。
- 1 10
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [58] 特許出願の分割・変更、実用新案登録に基づく出願に関し、次の(4)~(*)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 外国語書面出願をもとの特許出願として分割をする場合、日本語による翻訳文を提出 した後であっても、日本語による翻訳文ではなく、その外国語書面に基づいて、分割を することができる。
- (p) 実用新案登録出願の日から3年を経過した後であっても、その実用新案登録出願を特 許出願に変更することができる場合がある。
- (n) 実用新案登録に係る実用新案登録出願又はその実用新案登録について、実用新案登録 出願人又は実用新案権者でない者が実用新案技術評価の請求をした場合、実用新案権者 は、その請求があった旨の最初の通知を受けた日から30日を経過したときでも、その実 用新案登録に基づく特許出願をすることができる場合がある。
- (二) 実用新案権者は、実用新案法第19条第1項の規定による通常実施権者があるときは、 その者の承諾を得なければ、実用新案登録に基づく特許出願をすることができない。
- (ホ) 複数の者が共同して特許出願をしたときは、代表者を定めて特許庁に届け出をしている場合を除き、特許出願の変更の手続については、各人が全員を代表してこれをすることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 7
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [59] 不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 大量の電子メールを送りつけて他人の営業を妨害する行為は、不正競争となる。
- 2 インターネット上の虚偽広告は、不正競争防止法により規制されず、不当景品類及び不当表示防止法で規制される。
- 3 海賊版のソフトウェアを購入して使用する行為は、不正競争とならない。
- 4 海外の登録機関に登録されているドメイン名の不正使用があったとしても、不正競争 防止法が適用されることはない。
- 5 不正競争防止法により不正使用行為から保護されるドメイン名は、日本国内において 著名性又は周知性を有するものに限られる。

- [60] 商標法上の商品及び役務に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 商標法上、商品については定義されていないものの、商取引の目的たりうべき物、特に動産をいうと解されているが、天然ガス、液化石油ガス等の気体燃料は、商標法上の商品にはなり得ない。
- 2 商標法上の役務は、他人のために行う労務又は便益であって、独立して商取引の目的 たりうべきものと解されているが、これには役務の提供に付随して提供される労務や便 益が含まれる。
- 3 商品に類似するものの範囲には役務が含まれることがあり、役務に類似するものの範囲には商品が含まれることがある。
- 4 商品と役務について複数の区分を指定した商標登録出願をする場合、同一の商標を使用したときに出所混同を生ずるおそれのある商品及び役務を指定しなければならない。
- 5 株券、公債のような有価証券は、商標法上の商品に該当する。